

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年9月11日認可した。

平成25年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引戸地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大石黒岩地区